

まほろば秦野通信

令和5年12月1日

タイトル	パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携へ 3市2町で協定を締結しました
When (いつ)	【締結日】 令和5年12月1日（金曜日） 【運用開始日】 令和6年1月1日（月曜日）
Where (どこで)	秦野市、平塚市、伊勢原市、大磯町及び二宮町（3市2町） ※締結式は行わず、持ち回りで協定書に押印します。
Who (だれが)	
What (なにを)	【名称】 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定
Why (なぜ)	<p>パートナーシップを宣誓された方の住所異動に伴う宣誓制度の手続きの負担軽減を図ることを目的としています。</p> <p>【概要】</p> <p>宣誓した方が住所異動する際には、転入前の自治体での宣誓書受領証の返還手続きと転入先の自治体での宣誓手続きが必要ですが、協定により、5自治体間での住所異動では、転入前の自治体での手続きが不要になります。</p> <p>また、転入先の自治体で行う申告手続きにおいて、提出書類の一部が省略されるほか、転入前の自治体が交付した宣誓書受領証に記載された宣誓日が、転入後の自治体が交付する宣誓書受領証に引き継がれます。</p>
過去の実績	<p>◆令和5年6月27日 当市、厚木市、海老名市、伊勢原市、愛川町及び清川村の6自治体で締結し、同年7月1日から運用開始。今回の協定締結により、当市と連携協定を締結している市町村は8自治体となりました。</p> <p>◆令和5年7月1日 当市では、人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、性的少数者を含むカップルやさまざまな理由で婚姻届を出していない事実婚である方々が自分らしく生きることを応援する「秦野市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。</p>
今後の取り組み	今後も近隣自治体との連携の拡大を図ります。
ホームページ URL	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/genre/1000000000747/index.html
問い合わせ	市民相談人権課 人権推進担当：飯田 電話：0463（82）7618